

補助金シート（令和6年度）

所属	福祉政策課
----	-------

補助金名称	生駒市福祉イベント実施事業補助金
根拠法令	生駒市福祉イベント実施事業補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	昨年度実施した委託事業者へのアンケートにて、分野を越えた事業所間のつながりがいないこと、福祉事業所が地域に開かれたところとなっていないことが課題となった。そのため、事業所間の交流を促進し分野をまたいだ課題に対する対応力を高めることと、事業所が地域に開かれた場所となることを目的に導入した。	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、生駒市社会福祉協議会、介護保険事業所、指定障害福祉サービス事業所、指定障害児通所支援事業所、子育て支援等関連団体、生駒市生活困窮者就労準備支援事業所等の事業所	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	生駒市内で実施される市域の重層的支援体制整備事業推進に資するものであり、相談支援を行う事業者による相談支援ができる体制を整えており、福祉事業所間や参加者間や地域とのつながりをもつことができ、高齢・障がい・子ども・生活困窮の中から2分野以上に関係するもので、同一法人でない3者以上の団体（うち2者以上は補助金交付要綱第2条の福祉事業所であること）が連携する北・中・南圏域の同圏域内の福祉事業所間で行われるイベント	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	報償費、印刷製本費、燃料費、消耗品費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料・賃貸料	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	補助率：2/3
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	R5年度の補助率を1/2で実施したが、福祉イベント実施事業説明会・交流会に参加した事業所対象のアンケートの結果から、補助金申込に至らなかった最大の理由は、補助金額(67%が「少ない」と回答)と補助率(83%が「少ない」と回答)であることが明らかになったため。
	補助限度額	200,000円
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	令和8年3月31日
	終期設定の根拠	事業効果を検証し、見直しを行うため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	イベント数	回	6	各年度
②	イベントを実施した団体数	団体	20	各年度

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①	2	6	6	6	6	6
②	7	20	20	20	20	20

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
R5年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	1,200	600	114	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	0	0	0						
その他特定財源	0	0	0						
一般財源	1,200	600	114						

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
イベントを実施することで、福祉に関する興味・関心の向上を図るとともに、支援の必要はあるものの支援につがっていない方に対するアウトリーチを行うことができるため、広く市民の福祉向上と利益増進につながると考える。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制ではケアしきれない課題が多く発生しているため、分野を越えた福祉事業所同士のつながりは必須である。また、福祉事業所が閉鎖された空間となっていることが多いが、福祉事業所だけではケアしきれない問題に関して住民や民間事業者と協働して解決し、地域共生社会の実現につながるイベントであるとする。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
上述のとおり地域共生社会の実現＝「安全で安心して健康に暮らせるまち」になると考える。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	B 一定程度ある
(上記のように評価した具体的理由)	
民間事業所やNPO法人等で分野を越えた事業所間の交流は今まで実施されていないことから、現時点では市が関与する必要があると考える。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
福祉イベントを直接執行するにはマンパワーがなく、委託をすると福祉分野に偏りが生じる。また、事業所間の交流を深めるために事業所主体でイベント実施していただきたいということから、補助金制度が妥当と考える。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
今年度実施されたイベントによると、障がい分野と高齢分野で今まで交流がなかったが、障がい分野が主催のイベントに地域包括支援センターの職員が見守りや手伝い要員として高齢者を紹介するなどのつながりができた。また、障がい分野の施設前で今後実施される駄菓子屋さんの店番も高齢者に担っていただくなど、高齢者の居場所となり参加支援や介護予防につながると考える。そのため、福祉イベントを実施することでその後の持続的な効果も見込めることから、補助金交付の効果や補助金額に見合う又はそれ以上の効果が見込まれると考える。	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R4年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額		千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和6年度の方向性

方向性	判断理由
②拡大	今年度からの事業であり、各事業所も原資の準備ができないとの声が多かった。各事業所に行ったアンケートでは、補助金に関して67%が「少ない」、補助率に関して83%が「低い」と回答があり、令和6年度は補助金額・補助率を増加させる。

補助金シート（令和6年度）

所属	福祉政策課
----	-------

補助金名称	シルバー人材センター運営補助金
根拠法令	公益社団法人生駒市シルバー人材センター運営補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	明確な導入経緯は不明であるが、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第5条に、国及び地方公共団体の責務として、高齢者等の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他の多様な就業の機会の確保等を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする規定されていることから、補助金を交付することとしたものと考えられる。	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	生駒市シルバー人材センター	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	シルバー人材センターの活動全般に対する補助であり、特定の事業に対する補助ではない。また、事業は多岐に渡っているため、個々の事業に補助するのは困難である。	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	人件費、管理費、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	要綱では、補助額は予算の範囲内と定め、市は、国庫補助額と同額を補助している。国庫補助は、補助対象経費の1/2である。
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	予算の範囲内
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	なし
	終期設定の根拠	国庫補助との連動があるため、国庫補助がある間は終期を設けるべきではないと考える。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
会員数、事業規模の維持
R5年度の実績
会員数 570人（令和5年度末時点）

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	11,780	11,780	11,458	11,780	11,780	100.0%	11,780	11,780	100.0%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	11,780	11,780	11,458	11,780	11,780		11,780	11,780	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	B ある程度つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
本市においても高齢者数の増加とともに、高齢化率も伸び続けており、高齢者の就業機会の確保、高齢者の就業を通じた生きがいづくりを推進するシルバー人材センターの事業は、高齢者にとって、また、家事援助事業等を行う当センターの事業により、地域活性化に寄与をするなど、シルバー人材センターは重要な役割を果たしている。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
生駒市シルバー人材センターは、公益社団法人であり、公益目的事業を行う法人であることから、補助金を交付することは、適合していると考えられる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次総合計画にも盛り込まれている。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に沿っている。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
シルバー人材センターが、国の補助金を受けるには、地方公共団体の補助が要件となっているため、国補助金交付要件がある限りは、市の補助金交付は不可欠である。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
高年齢者雇用安定法により、高年齢者の雇用年齢が延長されている状況下で、シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあるものの、高年齢者の就業の機会、社会参加の場の促進に寄与している。会員数(各年度末) R元年度 634人 R2年度 561人 R3年度 545人	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (適合しない場合はその理由)		A 目的どおりである	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		×	法人で適切な会計監査を行っているため
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		×	同上

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		公益社団法人生駒市シルバー人材センター		(2) 団体等の構成人数	558 人
				うち臨時職員	人
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している	○	その他 (ある場合は右欄に内容を記入)	○		
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
場所の提供と職員1名を派遣しているが、以前は庁舎内に事務室があり、また市職員の配置をしていたという経緯がある。					
(6) 補助金交付先の収支状況					(千円)
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額	236,151	233,672	237,812	251,450	258,553
歳入決算総額	241,060	234,338	232,837	258,090	255,969
うち前年度繰越金					
積立金（R4年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況	無	有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		○	当団体は、収益性に乏しいことから、自主財源の確保は困難であるが、団体維持に向けた効率的な運営には努めている。		
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。		○			
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		○			

6 令和6年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	高齢化が進む中、高齢者の就業機会の確保と社会参加の推進といったシルバー人材センターの社会的役割の重要性と、同センターへの国庫補助金との市補助金の連動性があることから、引き続き補助金を交付することが必要であると考えられる。

補助金シート（令和6年度）

所属	福祉政策課
----	-------

補助金名称	世代間交流事業補助金
根拠法令	生駒市世代間交流事業補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	生駒市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）が、少子高齢社会が進むことにより、家庭・地域での高齢者と子どもの接する機会が減る中で、世代をこえた交流活動を小学校区単位で行うことにより、高齢者の生きがいの増進と相互の理解を深めることを目的として行う世代間交流事業をより推進することが目的	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	生駒市老人クラブ連合会	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	小学校区単位で行う世代を超えた交流活動	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	1 / 2
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	1小学校区につき40,000円
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	なし
	終期設定の根拠	世代間交流に対する活動費補助という性質であるため、終期の設定は適しないため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
12の小学校区で事業が実施されている。
R5年度の実績
事業実施：6小学校（鹿ノ台小学校、あすか野小学校、生駒小学校、生駒東小学校、沓分小学校、生駒南第二小学校）

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	362	332	164	312	132	42.3%	312	50	16.0%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	362	332	164	312	132		312	50	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	B ある程度つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
補助金を交付することにより、高齢者の生きがいがづくりの増進、世代を超えた交流活動につながっている考えられる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
少子高齢化が進む中、世代間の交流活動を推進することは、相互の理解を含めることにつながると考えられる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	B ある程度適合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次総合計画においても、高齢者の生きがいがづくりや社会参加を促進し、地域で支え合う意識の醸成を高め、高齢者の安心・安全が確保できる仕組みの構築に取り組むとある。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	B 一定程度ある
(上記のように評価した具体的理由)	
老人福祉法にあるように、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有するため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
平成24年度までは、同事業を同団体に委託し、事業経費の実支出額を支出(上限額あり)していた経緯がある。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
R2～R3年にかけては新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施小学校区が制限されたが、令和4年度は影響も一部にとどまり9小学校区が実施するまでになった。	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (適合しない場合はその理由)		A 目的どおりである	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R4年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和6年度の方

方向性	判断理由
①現状維持	今後益々少子高齢化が進展していく中、世代間の交流が希薄になりつつあることから、高齢者の生きがいの増進や地域福祉の増進のために欠かせない事業である

補助金シート（令和6年度）

所属	福祉政策課
----	-------

補助金名称	老人クラブ補助金
根拠法令	生駒市老人クラブ活動補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	生駒市老人クラブ連合会、小学校校区老人クラブ連合会及び単位老人クラブの生きがい活動、地域活動、健康増進活動等の活動をより推進していくために、補助金交付を行っている。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	生駒市老人クラブ連合会	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	老人クラブの活動全般に対する補助であり、特定の事業に対する補助ではない。また、事業は多岐に渡っているため、個々の事業に補助するのは困難である。	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	老人クラブの活動全般に対する補助であり、特定の事業に対する補助ではない。また、事業は多岐に渡っているため、個々の事業に補助するのは困難である。	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	適正老人クラブ 5,000円×12ヶ月×クラブ数 小規模老人クラブ 3,000円×12ヶ月×クラブ数 連合会活動助成 240,000円+90円×会員数 校区老人クラブ連合会活動助成 50,000円×12校区 社会教育施設使用料補助金 実績に応じて
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	予算の範囲内
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	なし
	終期設定の根拠	活動に対する助成であるため、終期の設定はそぐわない。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
高齢者の生きがい、地域活動、健康増進活動の推進。
R5年度の実績
交付額 3,979千円

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	4,171	4,105	3,979	4,184	3,996	95.5%	4,193	4,035	96.2%
国・県補助金	1,466	1,292	1,260	1,285	1,227		1,317	1,163	
その他特定財源									
一般財源	2,705	2,813	2,719	2,899	2,769		2,876	2,872	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
補助金を交付することにより、高齢者の生きがいづくり、地域活動、健康増進活動につながっていると考えられる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
高齢化が進展する中、当団体は高齢者の生きがいづくりの活動を行っており、その活動に対する支援は、社会情勢に適合していると考えられる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次総合計画においても、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、地域で支え合う意識の醸成を高め、高齢者の安心・安全が確保できる仕組みの構築するため、老人クラブ連合会への補助事業が掲げられている。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
老人福祉法にあるように、国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有するため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
活動に対する補助である性質のため	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
高齢者の生きがいづくり、健康増進等へ寄与していると考えられる。	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		×	老人クラブ連合会事務局である社会福祉協議会へ県の補助事業に係る領収書等を提出させている。
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	1件当たり100万円以上の経費は発生しない。

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		生駒市老人クラブ連合会		(2) 団体等の構成人数		4,241 人	
				うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称							
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）							
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている		○	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)					
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由							
社会教育施設の使用料における減免額の全廃（H23年度～）は、老人クラブの活動に大きな負担となっており、単位老人クラブの補助金額を減額した際（H24年度）、影響が大きすぎるため、総会等の会議に係る社会教育施設使用料については本補助金において補助するものとした。							
(6) 補助金交付先の収支状況						(千円)	
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度		
歳出決算総額	7033	7127					
歳入決算総額	7033	7127					
うち前年度繰越金	916	960					
積立金（R4年度末現在高）							
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		無	有の場合出資額		千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理					判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		○	単位老人クラブでは、会費を徴収している。				
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。		○					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		×	老人クラブの活動に対する補助ではあるが、対象経費の明確な規定はない。				

6 令和6年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	第2期基本計画、高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画においても、地域福祉の重要な担い手であると位置づけているが、収益団体ではない当該団体の活動助成は継続する必要があるため。

補助金シート（令和6年度）

所属	福祉政策課
----	-------

補助金名称	地区民生児童委員協議会活動費補助金
根拠法令	生駒市地区民協組織的活動費補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	社会福祉の増進のため	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条に規定する民生委員協議会	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	民生・児童委員の資質向上及び地域福祉の増進を図るために行う事業。福祉サービスに関する適切な情報を入手するために開催する関係行政機関連絡会議、困難ケースについての専門家を交えた検討会及び地域の民生・児童委員活動を地域住民に周知する広報活動を行う事業。	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	研修等活動に要した経費、会議広報活動に要した経費	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	175人×（1,500円+400円）+6地区×200,000円＝1,532,500円
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	予算の範囲内
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	なし
	終期設定の根拠	民生・児童委員の活動は期限を切って行うものではないため終期は設定できない。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
民生・児童委員の活動による社会福祉の増進。
R5年度の実績
交付額：1,532千円

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532	100.0%	1,515	1,515	100.0%
国・県補助金	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532		1,515	1,515	
その他特定財源									
一般財源									

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。給与の支給はなく、ボランティアとして活動している。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
地域住民間の繋がりが希薄化する中で、少子高齢化も進んでいる。民生・児童委員は担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するアンテナ的役割を努める。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、民生委員等との連携強化に努めていくと総合計画に掲げている。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
無報酬のボランティアで活動し、行政では目の届き難い地域において困りごとの相談や日常적인見守り活動等を実施しており、要支援者と行政を繋ぐ役割も果たしている。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
県から市に交付されるため同額を補助金として支出しなければならない。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
民生委員・児童委員の活動報告等	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		×	県への提出書類として不要なため
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先	地区民生・児童委員協議会（6地区）		(2) 団体等の構成人数	175 人	
			うち臨時職員	人	
(3) 交付先の構成団体の名称	生駒市北第一地区民生児童委員協議会、生駒市北第二地区民生児童委員協議会、生駒市西地区民生児童委員協議会、生駒市東地区民生児童委員協議会、生駒市中地区民生児童委員協議会、生駒市南地区民生児童委員協議会				
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R4年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況	無	有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		○	団体の性質上、自主財源の確保は困難であるが、効率的な運営には努めている。		
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。		○	社会福祉協議会が事務局として適正に管理されている		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		○	地区協議会における研修、広報活動に係る経費を管理されている		

6 令和6年度の方性

方向性	判断理由
①現状維持	民生・児童委員の活動は各地区協議会毎の活動を行うこととなっており、この補助金は研修等活動に要した経費や、会議広報活動に要した経費に充てる目的で県から補助されているため

補助金シート（令和6年度）

所属	福祉政策課
----	-------

補助金名称	民生児童委員活動費交付金
根拠法令	生駒市民生・児童委員活動費交付金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	社会福祉の増進のため	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	民生委員法(昭和23年法律第198号)第3条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第16条で定める民生委員、児童委員及び主任児童委員	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	住民福祉の増進に係る業務についての協力活動、連絡調整	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	活動時に必要な交通費や通信費、消耗品費等	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	(60,200円(県負担金)+70,000円(市単))×175人=22,785,000円
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	予算の範囲内
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	なし
	終期設定の根拠	民生・児童委員の活動は期限を切って行うものではないため終期は設定できない。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
社会福祉の増進。
R5年度の実績
交付額 21,862千円

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	22,785	22,785	21,862	22,785	22,155	97.2%	22,575	22,123	98.0%
国・県補助金	10,535	10,535	10,234	10,535	10,414		10,325	10,354	
その他特定財源									
一般財源	12,250	12,250	11,628	12,250	11,741		12,250	11,769	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。給与の支給はなく、ボランティアとして活動している。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
地域住民間の繋がりが希薄化する中で、少子高齢化も進んでいる。民生・児童委員は担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するアンテナ的役割を努める。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、民生委員等との連携強化に努めていくと総合計画に掲げている。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
無報酬のボランティアで活動し、行政では目の届き難い地域において困りごとの相談や日常的な見守り活動等を実施しており、要支援者と行政を繋ぐ役割も果たしている。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
民生委員・児童委員活動を生駒市の福祉行政と連携・協力いただく経費の財源として代替策はない。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
民生委員・児童委員の活動報告等	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っていないか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	×	個人所有の電話や自家用車の一部使用に係る経費の費用弁償的なもの等であり領収書の添付は不適當
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	1件当たり100万円以上の経費は発生しない。

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている			
	その他 (ある場合は右欄に内容を記入)				
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R4年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和6年度の方針性

方向性	判断理由
①現状維持	民生・児童委員の活動は期限を切って行うものではない上に無報酬であり、この補助金は活動時に必要な交通費や通信費、消耗品費等に対する費用弁償的なものであるため

補助金シート（令和 6 年度）

所属	地域包括ケア推進課
----	-----------

補助金名称	生駒市機能訓練事業補助金交付要綱
根拠法令	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 2 号

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 2 号に基づく地域支援事業の一般介護予防として、高齢者の閉じこもり等による生活機能の低下からくる要支援又は要介護状態への進行を予防するとともに、地域のネットワーク形成を推進する目的の住民主体の事業（機能訓練事業）に対し経費の一部を補助	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	機能訓練事業実施団体	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	機能訓練事業実施の運営費	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	消耗品費、印刷製本費、賃借料、その他市長が適当と認めるもの	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	機能訓練事業に要した対象経費の額
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	市内全域で分け隔てなく高齢者を受け入れ公益性が高いため。ボランティアの仕事が多岐にわたり負担が大きく成り手が不足する中、独自で全資金を確保するのは更なる負担増に繋がり事業の継続性が危ぶまれるため。
	補助限度額	60千円/年
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	なし
	終期設定の根拠	高齢者の増加に伴う介護認定率の上昇を緩やかにするための介護予防事業であり、ボランティア等人材が不足する中、住民主体の活動を継続して実施していく必要があるため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
高齢者が人とのつながりを通して、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できるよう、年齢や心身の状況等によって分け隔てることのない住民主体の通いの場を充実させる。
R5年度の実績
市内 9 か所で計 1 0 4 回実施され、延べ 1 2 0 7 人の高齢者が参加した。障がい福祉課と連携して障がいを持つ高齢者を受け入れたり、認知症カフェとして認知症高齢者を受け入れたりするなど、広く地域の通いの場として機能した。

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	540	540	460	540	540	100.0%	540	509	94.3%
国・県補助金	185	185	150	185	185		185	175	
その他特定財源	287	287	182	287	287		287	271	
一般財源	68	68	129	68	68		68	63	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性			
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。		A つながっている	
(上記のように評価した具体的理由)			
高齢者の増加に伴う介護認定率の上昇を緩やかにするための介護予防事業であり、住み慣れた地域で継続的に通える場を設置できている。			
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。		A 適合している	
(上記のように評価した具体的理由)			
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、低下した高齢者には参加を促す声掛けを行う等、住民主体で工夫しながら継続しており、介護保険法の理念である自立支援を推進するものである。			
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。		A 合致している	
(上記のように評価した具体的理由)			
高齢者の増加に伴う介護認定率の上昇を緩やかにし、自立支援・介護予防に資する事業を推進する方針に合致している。			
(2) 必要性			
① 市が関与する妥当性はあるか。		A 大いにある	
(上記のように評価した具体的理由)			
運営主体であるボランティア人材の高齢化や、成り手不足により、自主運営では継続性が担保できないため。			
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)		A ない	
(上記のように評価した具体的理由)			
住民主体の運営であり、ボランティア人材の不足等により組織構成が脆弱なため。			
(3) 補助の効果(成果)			
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。		A 認められる	
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。		A 期待できる	
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)			
令和5年度は市内9か所で計104回実施され、延べ1207人の高齢者が参加し、広く地域の通いの場として機能した。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	100万円以上の経費が発生した実績はなく、今後も想定できない。

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先			(2) 団体等の構成人数	人	
			うち臨時職員	人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R4年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和6年度の方針性

方向性	判断理由
①現状維持	高齢者の増加に伴う介護認定率の上昇を緩やかにするための介護予防事業であり、ボランティア等人材が不足する中、住民主体の活動を継続して実施していく必要があるため。

補助金シート（令和6年度）

所属	地域共生サミット推進室
----	-------------

補助金名称	生駒市地域共生社会推進全国サミット開催補助金
根拠法令	地域共生社会推進全国サミットinいこま基本方針

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	サミットの開催に当たり、庁内のみならず関係団体等とも連携して実施できるよう、関係団体等が参画する実行委員会形式をとることとした。	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	第6回地域共生社会推進全国サミットinいこま実行委員会	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	第6回地域共生社会推進全国サミットinいこまの開催に係る事業	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	第6回地域共生社会推進全国サミットinいこまの開催に係る事業に要する経費	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	10/10
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	市の主催事業であるが、実行委員会形式をとったため
	補助限度額	予算の範囲内
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	令和7年3月
	終期設定の根拠	令和6年度に第6回地域共生社会推進全国サミットinいこまを開催し、実行委員会が解散するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
多様な主体の参加を得ることで、本サミットを契機として、市民や多様な主体が地域共生社会の理解を深め、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指す。
R5年度の実績
第6回地域共生社会推進全国サミットinいこま実行委員会の開催

3 執行状況

(千円)

	R6予算 要求額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	24,472	251	251	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	13,500	0	0	0	0		0	0	
その他特定財源	1,000	0	0	0	0		0	0	
一般財源	9,972	251	251	0	0		0	0	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
サミットの開催が、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく包摂的な社会である「地域共生社会」の実現に向けた取組であり、広く市民の福祉向上と利益増進につながる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴い、地域のつながりが弱まり、人々の生活課題が複雑化するとともに、様々な地域課題が顕在化しているなか、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた繋がりを作る必要がある。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
市のまちづくりの基本的な考え方である「市民主体のまちづくり」「多様な主体との共創によるまちづくり」と合致している。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
地域共生社会を実現するためには、一人ひとりの地域共生社会への理解を深めることや、市民・団体・事業者等との協創を進めていく必要があり、市が積極的に関与することが求められる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
サミットの開催に当たり、庁内のみならず関係団体等とも連携して実施できるよう、関係団体等が参画する実行委員会形式をとることが最善である。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
サミットでは、好事例の発信や有識者による講演等を通じて、「支える側」「支えられる側」という関係や分野を超えて多様な人がつながり支え合う「地域共生社会」について理解を深め、行政・市民・事業者・専門職のそれぞれの立場からできることを考える機会を創出することで、「地域共生社会」の実現に向けた実践の普及を進めることができる。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	×	令和5年度については、実行委員報酬の支出のみのため領収書等がない
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先	第6回地域共生社会推進全国サミットinいこま実行委員会	(2) 団体等の構成人数	42人
		うち臨時職員	0人
(3) 交付先の構成団体の名称	別紙参照		
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）			
市が事務局業務を行っている	○	有料施設等の減免を行っている	○
有料施設等の使用料補助を行っている			
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)	
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由			
「第6回地域共生社会推進全国サミットinいこま」の主催は生駒市であるため、事務局業務は市が行っている。			
(6) 補助金交付先の収支状況		(千円)	
	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	令和元年度	平成30年度	
歳出決算総額	0	0	0
歳入決算総額	0	0	0
うち前年度繰越金	0	0	0
積立金（R4年度末現在高）	0		
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況	無	有の場合出資額	千円
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理		判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○	市の基準に則り会計処理を行っている	
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。	○	監事を2名配置している	
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	○	補助対象経費のみで運営している	

6 令和6年度の方針性

方向性	判断理由
② 拡大	第6回地域共生社会推進全国サミットinいこまの開催年度であるため

第6回地域共生社会推進全国サミットinいこま 実行委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	所 属	職 名	氏 名	
1	奈良県	福祉医療部長	山中 淳史	
2	一般社団法人 奈良県医師会	会 長	安東 範明	
3	生駒地区医師会	会 長	有山 武志	副会長
4	生駒市立病院	院 長	遠藤 清	
5	一般社団法人 奈良県歯科医師会	会 長	末瀬 一彦	
6	生駒市歯科医師会	会 長	霜田 吉見	
7	一般社団法人 奈良県薬剤師会	会 長	後岡 伸爾	
8	生駒市薬剤師会	会 長	中栖 光啓	
9	奈良県社会福祉協議会	地域福祉課長	岡本 晴子	
10	生駒商工会議所	会 頭	鐵東 貴和	監 事
11	生駒市観光協会	会 長	池田 英憲	
12	奈良交通株式会社	経営戦略室統括部長	岡田 泰樹	
13	南都銀行	生駒支店 支店長	堀部 泰史	
14	生駒市内郵便局	生駒鹿ノ台郵便局 局長	杉本 浩之	
15	近鉄百貨店	商業開発運営本部 生駒店営業部 営業推進課 課長	土山 尚也	
16	株式会社近商ストア	店舗本部 外販事業部 マネージャー	井上 明	
17	株式会社モンベル	広報部 課長	金崎 誉史	
18	株式会社やまと	代表取締役	原田 秀昭	
19	国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学	地域共創推進室 室長補佐	中川 賀史	
20	近畿大学	総合社会学部 総合社会学科 社会マスメディア系専攻	齋藤 暁子	
21	社会福祉法人 宝山寺福祉事業団	理事長	辻村 泰範	
22	地域包括支援センター	センター長	古東 由美子	
23	生駒市居宅介護支援事業者協会	会 長	林 昌弘	
24	株式会社ばあん	代表取締役	中谷 勝行	
25	社会福祉法人 あけび	相談支援事業管理者	松浦 真美	
26	社会福祉法人 いこま福祉会	理事長	浅井 伊知人	
27	社会福祉法人 萌	理事長	吉川 郁子	
28	社会福祉法人 どんぐり	理事長	白樫 学	
29	一般社団法人 無限	代表理事	石田 慶子	
30	一般社団法人 和草	代表理事	溝口 雅代	
31	生駒市社会福祉協議会	課 長	宮西 泰介	監 事
32	生駒市自治連合会	会 長	森岡 文夫	
33	生駒市民生委員・児童委員連合会	会 長	松山 敏宏	
34	生駒市老人クラブ連合会	会 長	加来 洋八郎	
35	生駒市農業振興協議会	会 長	井上 良作	
36	生駒市健康づくり推進員連絡協議会	会 長	藤尾 庸子	
37	生駒市介護者（家族）の会	会 長	日野 紀代子	
38	いこま育児ネット	代 表	清水 綾	
39	生駒市PTA協議会	会 長	川本 綾子	
40	厚生労働省近畿厚生局	局 長	高倉 俊二	
41	特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構	事務局長	菅原 弘子	
42	生駒市	市 長	小紫 雅史	会 長

補助金シート（令和 6 年度）

所属	介護保険課
----	-------

補助金名称	社会福祉法人利用負担助成金
根拠法令	社会福祉法人等による利用者負担額減免制度事業補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	社会福祉法人による、低所得利用者への軽減制度事業に要する経費の一部を補助することにより、低所得利用者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	1 市町村民税非課税世帯であって、次の要件をすべて満たす方 (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していないこと。 (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5) 介護保険料を滞納していないこと。 2 生活保護受給者	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	介護施設入所者の居住費や食費は原則利用者負担であるが、所得の低い方は居住費と食費の利用者負担に上限が設定され、利用が困難とならないよう軽減を行う。	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	1 市町村民税世帯非課税の対象者…利用者負担額(利用者負担第2段階の入所者を除く。)の25%、居住費及び食費の25% 2 生活保護受給者…個室に係る居住費の全額	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	各社会福祉法人の低所得利用者に対する減免額が本来収入額の1%を超えた場合その超えた額の2分の1、または10%を超えた場合その超えた額全額(千円未満切捨て)について補助。(市:1/4、県:3/4)
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	予算の範囲内
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定していない
	終期設定の根拠	軽減対象者が増加しても法人の負担が大きくなり過ぎないようにするための補助金であり、軽減対象者が増加傾向にあるなか、継続的に補助金を交付していく必要があるため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
低所得者に対する利用者負担の軽減制度事業の事業主体は社会福祉法人であり、積極的に対象者を増やせばいいというものではないため、成果指標を設定するのは適さないと考えるが、社会福祉法人に対して利用者への制度の周知を図るよう促していきたい。
R5年度の実績
各社会福祉法人に対して、メールで利用者への制度の周知を促した。

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	800	800	444	800	459	57.4%	357	327	91.6%
国・県補助金	600	600	333	600	344		268	245	
その他特定財源									
一般財源	200	200	111	200	115		89	82	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
低所得利用者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施につながっているため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
今後も高齢者数の増加が見込まれる中で、低所得であるために施設に入所できない等、生活が困難になる高齢者も増加すると予想されるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
低所得であっても介護が必要になったときに、介護サービスを受けることができることは、市民の暮らしの安心につながるため。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
低所得者に対する利用者負担の軽減制度事業の事業主体は社会福祉法人であるが、それによる法人の負担に対する補助を市が行い、法人の経営の安定化を図ることで、利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人を増加させることができるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
①で言及したとおり、利用者負担の軽減制度事業の事業主体が社会福祉法人であるとともに、軽減に伴う市町村の助成が国から示されているため。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
補助金交付を実施することで、法人による低所得者に対する利用者負担の軽減の拡充が期待できる。	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (適合しない場合はその理由)		A 目的どおりである	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		×	軽減対象額を市の介護給付実績情報で確認している。
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	1件当たり100万円以上超えるものはない。

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R4年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和6年度の方針性

方針性	判断理由
①現状維持	今後も低所得高齢者数の増加が予想され、誰でも介護サービスを安心して受けられる体制整備が必要である。また、軽減対象者が増加しても各法人の負担が大きくなり過ぎないように、当該補助事業は継続して実施する必要があるため。

補助金シート（令和 6 年度）

所属	介護保険課
----	-------

補助金名称	生駒市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金
根拠法令	生駒市介護職員初任者研修受講就労支援事業助成金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	介護職員の技能の向上及び市内の介護施設等における就労を支援し、質の高い介護サービスの継続的な提供の促進を図ることを目的とする		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	1. 申し込み受付時点で市内に住所を有し、市町村税に滞納がない方。 2. 介護職員初任者研修を受講中または修了日が1年以内の方で、他の公的な助成金の交付を受けていない方。 3. 1と2の条件を満たした方が、申し込み受理通知の日以後、市内の介護事業所に3ヶ月以上就労(原則として同一の事業所で常勤または非常勤(週3日以上勤務とする。))した場合、助成金を交付する。		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	介護職員初任者研修を修了し、一定期間以上市内の介護事業所に勤務された場合に、研修に要した費用の一部を助成する。		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	介護職員初任者研修の受講料		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)		
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	県(10/10補助)の補助単価に準じている	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	県で10/10補助あるため	
補助金の終期	補助限度額	上限5万円	
	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
	終期	設定していない	
	終期設定の根拠	介護人材確保は継続的に取り組む必要がある事業であるため	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	助成対象者数	人	5	R6
②				

	現状値	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
①	8	5	5	5	5	5
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
R5年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R6予算額	R5予算額	R5決算 見込額	R4予算額	R4決算額	執行率	R3予算額	R3決算額	執行率
総額	500	500	420	500	98	19.6%	750	248	33.1%
国・県補助金	500	500	420	500	98		750	248	
その他特定財源									
一般財源									

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
市内の介護人材の確保は、介護サービスの安定的な提供に必須のものであり、高齢者をはじめその家族等、多くの市民の安心につながる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
高齢化社会で介護人材不足が全国的に深刻化している状態であり、市内の人材の確保および育成は非常に重要である。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
介護人材の確保・育成は高齢者が安心して暮らせるまちづくりにつながるため。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
慢性的な介護人材不足が叫ばれるなか、質の高い介護サービスを継続的に提供すべく、市内の事業所への就労を補助の条件としているため、市が助成する必要性が高いと考えられる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
初任者研修の実施は実習等を含め介護事業所で実施するものであり、受講費用の補助を市が助成する現在の方式が最適と考える。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
初任者研修の受講だけでなく、市内の介護事業所での勤務継続が補助の条件になっているため、市内の事業所への人材の定着に効果がある。	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (適合しない場合はその理由)		A 目的どおりである	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	1件当たり100万円以上超えるものはない。

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R4年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和6年度の方針性

方針性	判断理由
①現状維持	今後も少子高齢化を見据え、数少ない介護人材に市内の介護事業所で勤務してもらうため、当該補助事業は有効であると考えます。